

安心して学べる環境づくり

しゅうがくえんじょせいど
就学援助制度

就学援助制度って？

学校教育法などにもとづいて、小中学校の子どもがいる家庭に学用品費や学校給食費などを市町村が援助する制度です。子どもたちの安心で楽しい学校生活のために、気軽に就学援助制度を活用してみませんか。



1. 援助対象の方

糸満市に住所を有し、公立の小中学校へ通学している児童・生徒の保護者、または区域外就学で糸満市立の小中学校に通学している児童生徒の保護者で下記のいずれかに該当する方。

- ①現在、生活保護を受給中の世帯 ②生活保護が停止、又は廃止になった世帯
③生活保護世帯に準ずる程度の生活困窮世帯 ④激甚災害の被災者で、生活が困窮していると認められる世帯

※新入学用品費(入学準備金)の入学前支給を受給した方についても、引き続き援助を希望する場合は申請が必要です。

【参考】令和元年度の目安基準額 ※18歳以上の世帯員全員の収入額が対象となります。

世帯	家族構成	総収入額
2人	親1人・小学生1人の場合	約163万円
3人	親1人・中学生1人・小学生1人の場合	約241万円
4人	両親・中学生1人・小学生1人の場合	約283万円
5人	両親・中学生1人・小学生1人・4歳児の場合	約303万円

※上記の総収入額はおよその目安としてください。家族構成や、家族の年齢等により収入額に変動がありますので、ご注意ください。
※家族構成には、別世帯であっても同居人であれば算定に含めます。



2. 申請に必要な書類

(内容の確認や各種証明書の追加書類の提出をお願いする場合があります。)

- ①就学援助申請書(兼同意書・委任状) ②保護者名義の預金通帳、又はキャッシュカードのコピー
③家賃証明書(賃貸住宅に住んでいる方のみ) ④所得課税証明書(令和2年1月2日以降に転入した方のみ)

！注意事項！

確定申告(税申告)を行っていない場合、審査不可となるため認定できません。申請前に、同居されている18歳以上の方全員が申告されているか確認してください。(世帯分離している場合でも収入を確認しますので、同居している方は必ず確認を行ってください。)

3. 提出先

- 原則、保護者が直接学校の事務室、又は教育委員会学校教育課へ提出
- 小・中学校の両方にお子さんをお持ちの保護者は、小学校の事務室にのみ提出



4. 申請の流れ



お知らせ配布

教育委員会より就学援助制度のお知らせが各家庭に配布されます。



申請手続き

就学援助申請書用紙を学校または教育委員会に提出します。



審査・認定

所得などをもとに審査を行い、教育委員会から結果の通知が届きます。



就学援助費の支給

認定された場合、就学援助費が支給されます。*援助の内容によって異なります。

5. 締切日・結果通知

5月申請の期間内に申請された方のみ、4月に遡って援助いたします。

申請月	申請期限	申請結果の通知
生活保護受給者のみ	令和2年4月8日(水)～4月24日(金)	—
5月申請	令和2年5月1日(金)～5月29日(金)	7月～8月
追加申請 (5月以降)	毎月末日〆切 最終締切日: 令和2年12月18日(金) ※生活保護開始となった方は令和3年3月末日まで	申請月の翌月

申請は
お早めに!



※審査結果(認定・認定不可)については、在籍している小中学校より文書でお知らせします。

6. 援助の内容

途中認定者(5月申請の期間外で申請された方)は、支給できる費目や支給額がかわります。

・生活保護の方は、修学旅行費と医療費のみ対象。・糸満市立学校以外の学校へ通学している場合、給食費と医療費

給食費	新入学用品費	学用品費	修学旅行費	医療費

- ・就学援助金は校納金をすべて援助することはできないため、校納金は確実に納めるようにしてください。
- ・入学前に新入学用品費(入学準備金)の支給を受けている場合は、新入学用品費の支給はありません。
- ・医療費は、虫歯、中耳炎、蓄膿症、アデノイド、トラコーマ、結膜炎、白せん、疥せん、とびひ、寄生虫病のみ対象。

詳細は、右記まで
お問い合わせください。

糸満市教育委員会 学校教育課 学務係

電話 098-840-8165

〒901-0392 糸満市潮崎町1丁目1番地(糸満市役所庁舎5階 2番窓口)